

再評価項目調書

再評価実施要件		○ 事業採択後 ( 年 ) ○ 再評価後 ( 年 ) ● その他 ( 変化 )					
1 事業 概要	事業名	松谷海岸 海岸侵食対策事業					
	事業場所	下関市豊浦町大字川棚					
	事業主体	山口県					
	事業期間	《 前回評価 平成 31 年時 》 平成 12 年度 ~ 令和 9 年度 《 令和 4 年度 》 ( 西暦 2000 年度 ~ 西暦 2027 年度 《 西暦 2022 年度 》 )					
	総事業費 (内用地補償費)	≪ 1,930 百万円 》 2,500 百万円 ( 80 百万円 )	既投資額 (内用地補償費)	2,127 百万円 ( 80 百万円 )	進捗率 (用地補償費)	85 % ( 100 % )	
	事業目的	<p>松谷海岸は下関市に位置する海岸で、背後地は住居施設や産業施設などがあり、日常生活を行う上で欠かすことのできない重要な施設である。</p> <p>当地区では、過去50年間で約30mの汀線後退が見られ、高潮時には越波被害が生じ、背後地の生命財産が脅かされるようになってきた。</p> <p>このため、陸域(松谷海岸)は当事業(水管理・国土保全局所管)で緩傾斜護岸等を、水域(小串港)は他事業(港湾局所管)で潜堤や突堤をそれぞれ連携して整備をすることにより、侵食及び浸水被害の軽減を図り、背後地の生命・財産を防護する。</p>					
	事業内容	<p>[今回見直し後] 緩傾斜護岸 L=1,200m 重力式擁壁 L=1,200m</p> <p>[前回評価時] 緩傾斜護岸 L=1,200m</p>					
事業効果	<p>侵食対策における侵食被害防止効果 被害戸数 9戸 → 0 戸</p> <p>高潮対策における浸水被害防止効果 浸水戸数 138戸 → 0 戸 浸水面積 45.5ha → 0 ha</p>						
2 再評価の視点	(1) 社会経済情勢の変化に伴う必要性の変化	<p>浸水及び侵食区域に関する指標について、前回評価時から人口は減少傾向であるものの世帯数は同水準であり、背後地には住居施設や産業施設があり侵食対策の必要性は依然として高い。</p> <p>【浸水及び侵食区域に関する指標の変化(国勢調査)】 (浸水及び侵食区域を含む地区) ○人口：0.96倍(6,382/6,664人) &lt;R2/H27&gt; ○世帯数：1.01倍(2,673/2,647) (R2/H27) (県全体) ○人口：0.96倍(1,342/1,405千人) &lt;R2/H27&gt; ○世帯数：1.00倍(599/599千世帯) &lt;R2/H27&gt;</p>				中項目 評価	大項目 評価
	関係市町及び地元の意向	<p>当地区は、下関市の「地域防災計画」の中で改修工事の促進を図る箇所として位置づけられている。</p> <p>地元住民は概ね事業に協力的であり、事業の進捗に当たっても協力体制が整っている。</p>				中項目 評価	<p>Ⓐ</p> <p>・</p> <p>B</p> <p>・</p> <p>C</p>

2 再評価の視点	(2) 事業の投資効果	費用対効果分析等	(単位：百万円)				大項目 評価  A ・ B ・ C		
			区分	主な項目	前回 (基準年：H31)	今回(再評価・再々評価) (基準年：R4)		備考	
					全体事業	全体事業			残事業
			便益(B)	○浸水防護便益	5,438	18,148		18,148	
①一般資産被害軽減便益	1,921	6,413		6,413					
②公共土木被害軽減便益	3,459	11,543		11,543					
③公益事業等被害軽減便益	58	192		192					
○侵食防止便益	181	306		306					
①一般資産被害軽減便益	181	306		306					
総便益	5,619	18,454		18,454					
費用(C)	①事業費	2,693		4,358	308				
	②維持管理費	136		207	207				
	総費用	2,829		4,565	515				
費用便益比(B/C)		2.0	4.0	35.8					
<small>※ 便益(B)・費用(C)は、算出した各年次の値を割引率を用いて現価価値に換算した各計額          ※ 水管理・国土保全局所管事業と港湾局所管事業の一体整備により発生する便益を、それぞれの事業費で按分してB/Cを算出している。</small>									
<b>【費用対効果分析手法】</b> ○根拠マニュアル 海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)H16.6(令和2年4月一部更新)農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省河川局、国土交通省港湾局とする。基準年は令和4年とする。 ①一般資産等被害軽減便益：防護地域内に存在する一般資産(家屋、家財、事務所、農作物、農漁家)に対する被害軽減額 ②公共土木施設被害軽減便益：防護地域内に存在する公共土木施設(橋、道路、公園等)に対する被害軽減額 ③公益事業等被害軽減便益：防護地域内に存在する公益事業等(電気、ガス、水道等)に対する被害軽減額									
3 環境	(3) 事業の進捗	事業の進捗と今後の見通し	緩傾斜護岸L=1,200mのうち、令和4年度までにL=1,070mの整備が完了し、侵食や浸水に対する防護機能が向上している。 侵食対策の効果が確認されたため、他事業による水域の工事は完了するが、引き続き陸域の海岸保全施設を整備し、侵食被害及び浸水被害の軽減に努める。				大項目 評価  A ・ B ・ C		
			<b>【事業費の変化】</b> (有) 無 侵食対策の効果が確認され、他事業による潜堤等の整備を完了することから、不足する浸水対策として必要な護岸高を補う重力式擁壁の追加等により事業費の増額が生じた。 <b>【事業期間の変化】</b> (有) 無 上記理由により、事業費が増額となったため、設定した事業期間内での事業完了が困難であることから、事業期間を延長する。						
4 対応方針	(4) 代替案等の縮減の可能性	コスト縮減	緩傾斜護岸の施工時の床掘で発生した砂を護岸前面や背面の埋戻に流用し、コスト縮減を図っている。				中項目 評価 a b	大項目 評価 A	
		代替案	他事業による潜堤と突堤の整備が完了することに伴い、浸水対策のための護岸高が不足するため、現計画の護岸天端に重力式擁壁を施工することが妥当と考える。				中項目 評価 a b	A ・ B ・ C	
3 環境	配慮事項	工事中は、汚濁防止膜 <sup>※1</sup> により濁水の拡散を防止する。							
4 対応方針	(事業実施主体案)	総合評価	○ 継続                      ● 見直し継続                      ○ 中止						
	評価理由	事業の必要性、費用対効果等を勘案し、見直し継続が妥当と判断する。							
	備考								

【用語説明】

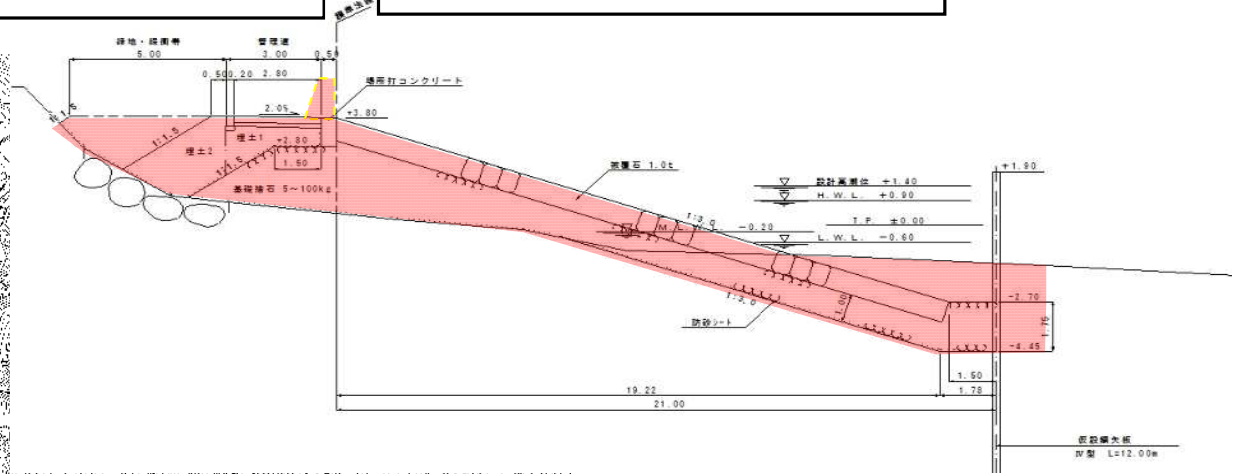
※1 汚濁防止膜： ……河川や海の工事を行う際に、工事で発注した濁水が流出することを防ぐために設置する施設



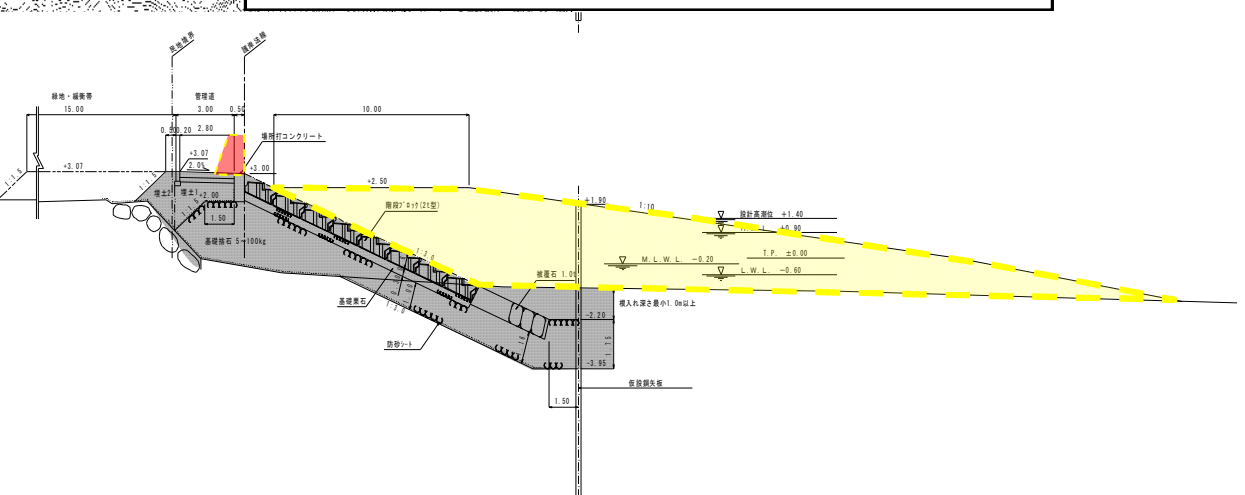
小串港  
松谷海岸

小串港 松谷地区 海岸侵食対策事業(港湾局所管)  
松谷海岸 海岸侵食対策事業(水管理・国土保全局所管)

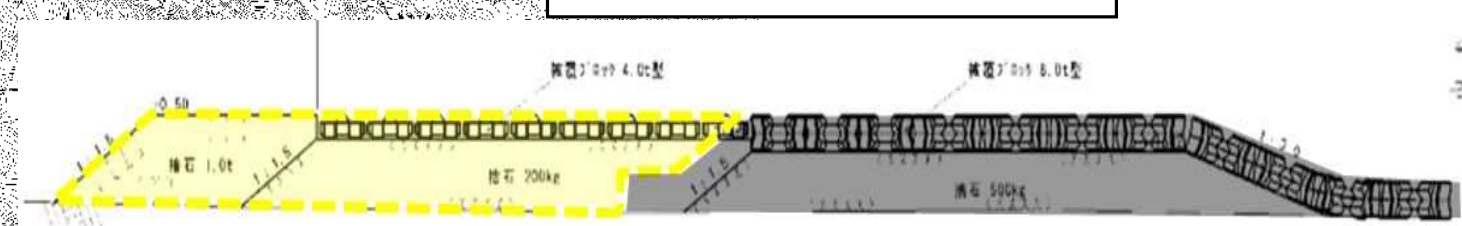
A-A 断面(緩傾斜護岸)



B-B 断面(緩傾斜護岸、養浜)



C-C 断面(潜堤)



潜堤 600m  
(120m × 5基)

3号突堤(1基)

2号突堤(1基)

1号突堤(1基)

国道191号

緩傾斜護岸、重力式擁壁  
(1,200m)

山陰本線

川棚川

平成13年侵食状況 (事業着手前)



凡 例	
	令和4年度迄施工済
	令和5年度以降残事業
	見直し箇所
	侵食想定区域
	浸水想定区域
	海岸保全区域

(※) 出典:「地理院地図(電子国土Web)、ベースマップ標準地図(国土地理院)(<http://maps.gsi.go.jp>)を加工して作成